

交通災害共済 (ちょこっと共済)に ご加入を

「ちょこっと共済」の平成31(2019)年度分(4月1日共済開始)の予約申込を、2月1日(金)から受け付けます。

「ちょこっと共済」は、東京都の全市町村が共同で運営し、交通事故に遭ったときに、見舞金を受けられる助け合いの制度です。

加入申込書は、各家庭に配布するほか、市内の銀行等窓口(郵便局、三井住友信託銀行は除く)でも配布しています。詳細は、東京市町村総合事務組合ホームページ(<http://www.ctv-tokyo.or.jp/>)でも確認できます。

■ **対市内在住の方**

■ **会費等**▽Aコース(年額千円の会費)で最高300万円の見舞金▽Bコース(年額500円の会費)で最高150万円の見舞金

他市内の小・中学生、消防団員の方は、市費負担でBコースに加入しています(自己負担)

荒天時のごみ等の 未収集にご理解を

積雪や路面凍結などにより、ごみ・資源物収集の大幅な遅れや収集困難な地域が発生する場合があります。

当日中に収集できるよう努めますが、収集ができない場合もあることから、各収集日の午後5時の時点で未収集の場合には、次回の各収集日にお出しいただくようご理解・ご協力をお願いします。

☎ **ごみ対策課清掃係** (☎042-387-9835)

担によってAコースへの移行も可能)

■ **加入申込書に会費を添えて**市内の銀行等窓口(郵便局、三井住友信託銀行は除く)へ

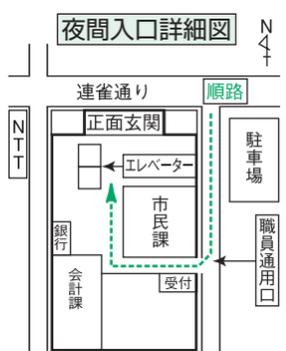


ちょこっと共済
マスコットキャラクター
「ちょこ助」

夜間納税窓口を開設

■ **2月12日(火)～14日(木)**、いずれも午後8時まで

■ **所納税課**(市役所第二庁舎3階) ※東側職員通用口から入り、エレベーターをご利用ください



■ **固定資産税・都市計画税**、市・都民税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税

※事情により一度に納めることが困難な方は、ご相談ください

■ **間納税課納税係** (☎042-387-9823)

高齢者住宅入居者募集

■ **募集戸数** 2戸

■ **住宅名** ①グリーンタウン小金井(緑町4-12-16) ②DK(38・45平方メートル。5階)

②コンフォール貫井(貫井南町5-21-12) ③DK(30・6平方メートル。2階。単身世帯向け)

■ **家賃** ①2万700円～4万700円(別途共益費6千400円) ②1万6千円～3万1千400円

■ **入居予定日** 3月下旬

■ **申込資格** 次のすべての要件に該当する方

①原則65歳以上のひとり暮らし世帯で、市内に引き続き3年以上居住している方(所得制限があります)

②自立している方で次のいずれかの理由により、代替えの住宅を確保することが困難な方▽1年以内に立ち退くように求められている▽住宅の老朽化や、浴室がないなどにより、安全や衛生上の問題がある▽身体に障がいのある方(身体障害者手帳1～4級)

で、現住居での生活が困難である▽家賃が収入月額(年間所得から控除を差し引いた額割る12)の4割を超え、支払いに困難している▽原則として、親族の保証人がいること

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

他▽すでに高齢者住宅入居申込書を提出している方には、別途通知しますので、再度申し込み必要はありません▽今

都営住宅の入居者募集

■ **募集内容** ▽ポイント方式による募集(家族向けのみ) ▽単身者向け、車いす使用者向け、シルバークリア

■ **申込書配布期間** 2月4日(月)～13日(水)

■ **申込書配布場所** まちづくり推進課(市役所第二庁舎5階) 1階受付、管財課(市役所本庁舎1階)、施設管理室(同一階、夜間・休日のみ)、東京都住宅供給公社ホームページ

他募集内容、申込資格等詳しくは、「都営住宅募集のご案内」をご覧ください

■ **2月18日(必着)** までに、郵送で渋谷郵便局へ

■ **JKK東京**(東京都住宅供給公社) 募集センター(☎0570-010-810) 2月4日～18日、☎03-3498-8888

■ **HP** <http://www.tokusy.or.jp/>、市まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9886)

■ **東小金井事業創造センター(KOTO)の入居者募集**

■ **募集施設** 個室2室(約5平方メートル) 11月3万5千円、シェアアース1室(約2平方メートル) 11月1万8千円

■ **利用期間** 原則3年

■ **応募要項** 配布場所同センター、経済課(市役所第二庁舎4階)、同センターホームページ(<http://ko-to.info/>)

■ **2月18日(必着)** までに、郵送または直接、申請書等を同センター(〒184-0002 梶野町1-2-36) ☎042-3122040)へ

一中クラブハウス 新規団体登録受付

卓球、体操、武道、ダンス(社交ダンスを除く)などに利用できます。

■ **対市内在住・在勤の方** で構成され、常時10人以上の方の参加が見込める団体

■ **2月22日** までに、直接、生涯学習課スポーツ振興係(市役所第二庁舎7階) ☎042-387-2462)へ

高額医療・高額介護合算制度 医療費・介護費の自己負担を軽減

医療費が高額になった場合は、各医療保険から月額の限度額を超えた分を「高額療養費」として支給しています。また、介護サービス費用が高額になった場合は、介護保険から月額の限度額を超えた分を「高額介護サービス費」として支給しています。

自己負担額をさらに軽減するために、同じ世帯で1年間(8月～翌年7月)の各月に支払った医療保険・介護保険の自己負担額(高額療養費、高額介護サービス費の支給対象分を除いた金額)の合計が年額の基準額(下表)を超える場合に、超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費等」として支給しています。

今回の支給対象期間(平成29年8月～30年7月)に支給対象となる被保険者の方がいる世帯に、2月ごろに勸奨通知を送付します。

支給時期は、4月以降となります。

他▷同じ世帯でも、国民健康保険・職場の医療保険・後期高齢者医療保険では、それぞれ別に自己負担額を計算します▷申請の受付窓口は、平成30年7月31日時点で加入していた医療保険となります

■ **保険年金課国民健康保険係** (☎042-387-9833)、**保険年金課高齢者医療係** (☎042-387-9834)、**介護福祉課介護保険係** (☎042-387-9822)

合算した場合の自己負担限度額(平成29年8月～平成30年7月。年額)

70歳未満の方

所得区分(※1)	医療保険(70歳未満)と介護保険の合算
ア 901万円超	212万円
イ 600万円超～901万円以下	141万円
ウ 210万円超～600万円以下	67万円
エ 210万円以下	60万円
オ 住民税非課税	34万円

※1 国民健康保険加入者に限る。職場の医療保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください

70歳以上の方

所得区分(※2)	医療保険(70～74歳)と介護保険の合算	後期高齢者医療保険(75歳以上)と介護保険の合算
現役並み所得者(課税所得145万円以上)	67万円	67万円
一般(課税所得145万円未満または基礎控除後の所得210万円以下)	56万円	56万円
区分Ⅱ(住民税非課税)	31万円	31万円
区分Ⅰ(住民税非課税かつ世帯の所得が一定基準以下)	19万円	19万円

※2 国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者に限る。職場の医療保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください